第３章　災害復旧・復興計画

第１節　復旧・復興の基本方針の決定

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

具体的な計画については、第２編第３章第１節「復旧・復興の基本方針の決定」のとおりとする。

第２節　迅速な原状復旧の進め方

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害によって生じたがれき等の適切な処理が求められる。

市及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

具体的な計画については、第２編第３章第２節「迅速な原状復旧の進め方」のとおりとする。

第３節　計画的な復興

大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

具体的な計画については、第２編第３章第３節「計画的な復興」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、次の事項を目標として実施する。

⑴　避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

⑵　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

⑶　建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

⑷　耐震性貯水槽の設置等

第４節　資金計画

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

具体的な計画については、第２編第３章第４節「資金計画」のとおりとする。

第５節　被災者等の生活再建等の支援

地震災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

具体的な計画については、第２編第３章第５節「被災者等の生活再建等の支援」のとおりとする。

第６節　被災中小企業等の復興

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

具体的な計画については、第２編第３章第６節「被災中小企業等の復興」のとおりとする。